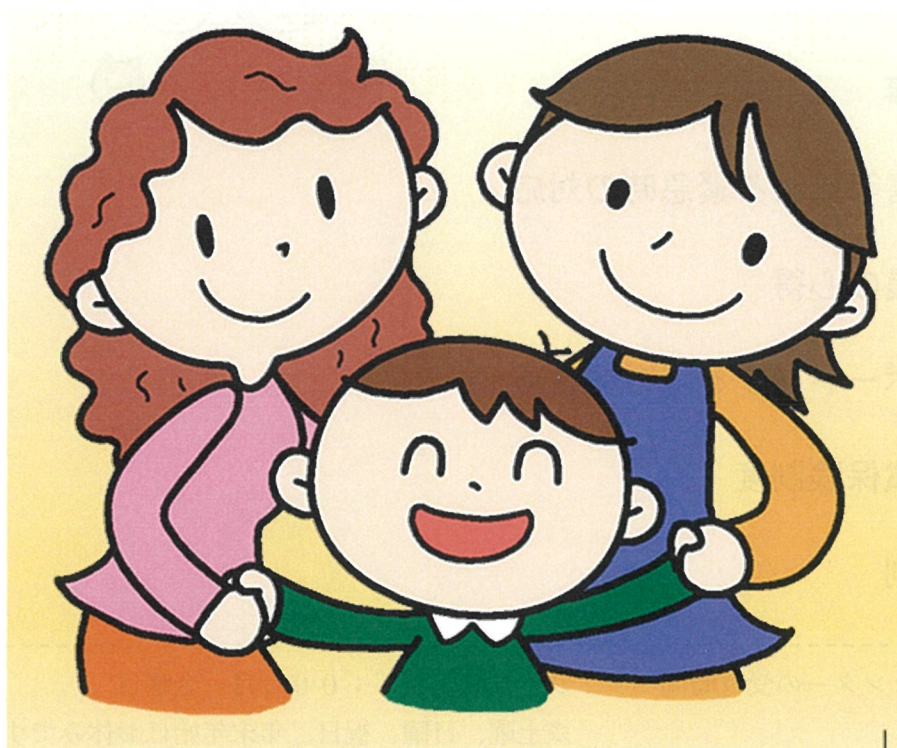


おくいずもファミリー サポートセンター

相互援助の手引き





目 次

・ ファミリーサポートセンターとは

・ 会員の条件

・ 援助できる内容

・ 援助活動の流れ

・ 報酬の基準

・ 食事

・ 災害等による緊急時の対応

・ 会員の心得

・ サポートをする際の留意点

・ 補償保険制度

・ 会則



●センターの受付時間・・・9：00～17：00 月～金曜日

※土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです
(年末年始 12/29～1/3)

●連絡先

おくいずもファミリーサポートセンター
(仁多福祉会立三成幼稚園 仁多子育て支援センター)
〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成 690 番地 1
<電話・FAX> (0854) 54-0200

○ファミリーサポートセンターとは

子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いしたい人が会員となり、育児の相互援助活動を地域で行う会員組織です。

○会員の条件

奥出雲町に在住または在勤の方ならどなたでも会員になれます。

- ・おねがい会員（依頼会員）…0歳から小学6年生までの子どもを預けたい方
- ・まかせて会員（援助会員）…20歳以上で心身ともに健康で、自宅またはセンターで子どもを預かることができる方
- ・どちらも会員（両方会員）…おねがい会員、まかせて会員の両方を行いたい方

○援助できる内容

- ・保育施設（幼稚園等）の保育開始までの預かり及び送り
- ・保育施設（幼稚園等）の保育終了後の迎え及び預かり
- ・放課後児童クラブ終了後の迎え及び預かり
- ・学校の放課後の預かり
- ・子どもの習い事等の送迎
- ・学校行事、通院、冠婚葬祭、出産前後、講習会参加、求職活動、買い物、自分の時間を持ちたい時等
- ・その他、センターが認める範囲内での援助



【注意1】子どもを預けるときは、原則としてセンター及びまかせて会員の家庭で預かります。ただし、おねがい会員とまかせて会員の間で合意がある場合はその他の場所において行うことができます。

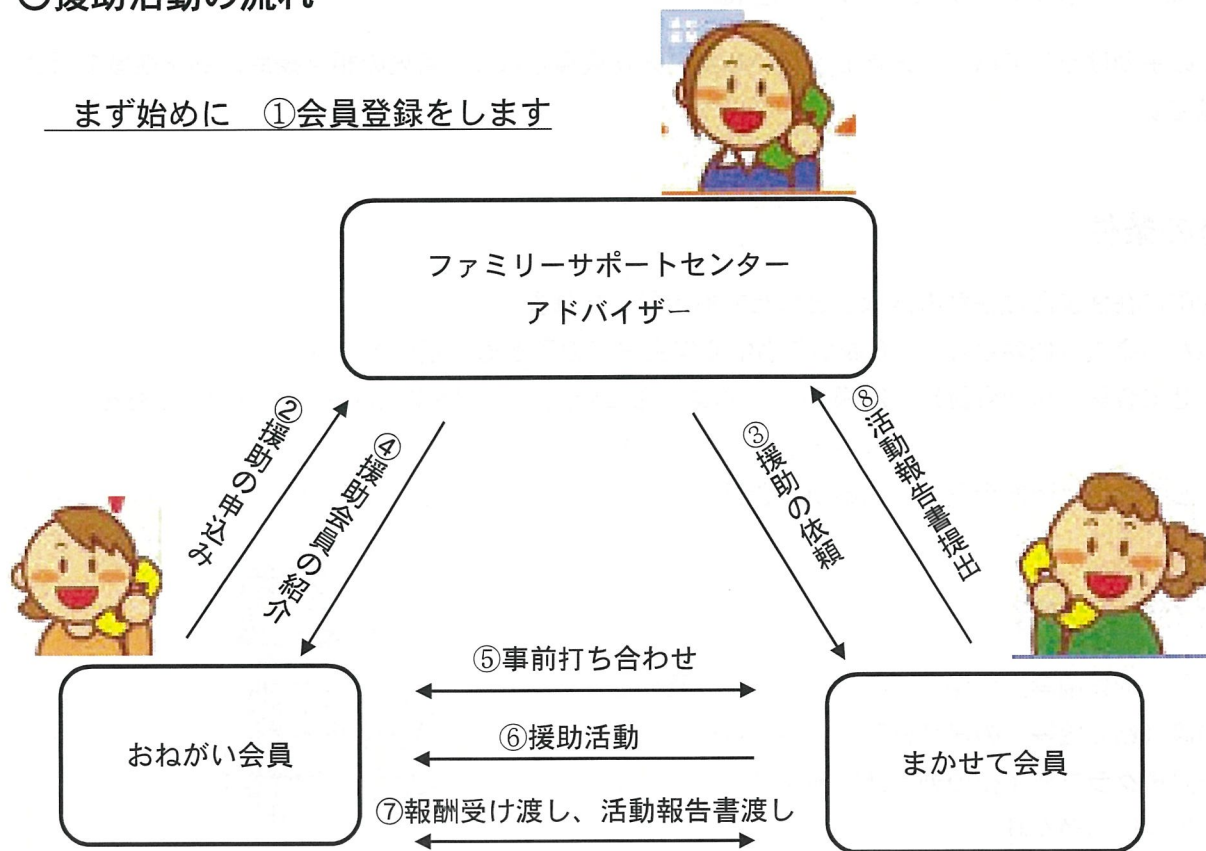
【注意2】ファミリーサポートセンターで行う援助はあくまでも急な対応のための援助ですので、輕易で短期的、補助的なものに限ります。また、乳幼児の長時間の保育等も行いません。

【注意3】援助活動は、早朝・夜間にわたる場合もありますが、原則として宿泊は行いません。



○援助活動の流れ

まず始めに ①会員登録をします



①会員登録

援助が必要な方、援助したい方は会員登録をします。

(1)センターへ来所してください。事業の説明と入会手続きを行います。

(2)来所時に必要なもの

★印鑑

★写真 1枚 (サイズ：縦3cm×横2.5cm) ※まかせて会員とどっちも会員は必要

(3)開所時間・時間

曜日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

時間：9時00分～17時00分

(4)まかせて会員とどっちも会員になる方は後日研修会を受けていただきます。

②援助申込み

おねがい会員はセンターへ電話します。

③援助依頼

センターはおねがい会員にまかせて会員を紹介します。

④事前打ち合わせ

おねがい会員はセンターが紹介したまかせて会員に連絡して、おねがい会員とまかせて会員で「事前打ち合わせ用紙」を参考にしながら、事前の打ち合わせをします。事前打ち合わせでは、援助の日時、場所、内容、緊急時の連絡方法など十分に話し合ってください。事務的な打ち合わせだけで

なく、お互いを理解し、親しくなるという目的ももっています。特に子どもがまかせて会員に慣れることが大切です。事前打ち合わせ終了後、おねがい会員はセンターへ連絡してください。

⑤援助活動

事前打ち合わせ後、まかせて会員は活動開始します。下記の「安全チェックリスト」を活用し、安全な活動を心がけてください。施設への送迎の際は会員証を提示してください。子どもの体調に変化があった場合または事故が発生した場合は速やかに子どもの緊急連絡先とセンターへ連絡してください。

⑥報酬受け渡し、活動報告書渡し

まかせて会員は援助が終了したら活動報告書（お願い会員用）を作成します。おねがい会員は内容を確認して押印またはサインをして、まかせて会員へ報酬を支払います。報酬の受け渡しについて、センターは取り次ぎません。

⑦活動報告書提出

まかせて会員は翌月の5日までにセンターへ活動報告書（センター用）を提出します。

安全チェックリスト

安全な援助活動を行うために、安全チェックリストを使って確認を行いましょう。

	項 目	チェック欄
1	火災や地震の際の避難場所を知っていますか。	
2	119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。	
3	緊急連絡先（おねがい会員、センター等）を控えていますか。	
4	階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。	
5	ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。	
6	たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
7	硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。	
8	ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
9	熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
10	暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、火傷をしないように対策をしていますか。	
11	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが一人では中に入れないような対策がしてありますか。	
12	子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片付けましたか。一人で出ないように鍵をかけましたか。	

13	子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか。	
14	子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。	
15	ブラインドの紐は子どもが首を引っかけてしまわないように、届かない高さでくくってありますか。	
16	乳幼児の腕や足を強く引っ張ったり、強く揺さぶったりないようにしましょう。	
17	自動車の中に子どもを一人にしておくことがないようにしましょう。	
18	自動車に乗せるときは、チャイルドシートを着用し、ドアやパワーウィンドウをロックしましょう。	
19	屋外に出るときは側にいて、子どもから目を離さないようにしましょう。	
20	子どもと道路を歩くときは、手をつなぎ、大人は車道側を歩きましょう。	

○報酬の基準

一人につき 30 分あたり

平日昼間（7：00～19：00）	300 円
早朝・夜間	400 円
土曜・日曜・祝日	400 円

まかせて会員の自宅を出てから自宅へ帰るまでが活動時間となります。

・キャンセルがあった場合は次のとおりおねがい会員がまかせて会員にキャンセル料を支払って下さい。

- ①前日までのキャンセル…無料
- ②当日キャンセル…報酬額の半額
- ③無断キャンセル…全額

・交通費について、公共交通機関、タクシー、自家用車を利用した場合はおねがい会員が実費で負担します。

○食事

・食事（ミルク）、おやつ、オムツ等はおねがい会員が用意してください。原則として、まかせて会員は食事やおやつ、オムツ等の準備はしません。

○災害等による緊急時の対応

・地震、台風、洪水等の災害による緊急事態の発生を想定し、会員同士でお互いに緊急連絡先を複数確認しておきましょう（携帯、自宅、職場、幼児園等）。

- ・サポート中に災害が起こった場合、まかせて会員は責任をもって子どもを預かってください。
- ・電話がつながらない場合は、災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話各社の伝言板サービス等の活用も有効です。

○会員の心得



- ・本会の活動と趣旨の決まりを守りましょう。
- ・お互いのプライバシーは守りましょう。
- ・お互いの個人情報をもらさないでください。個人の写真を含む相手の個人情報の SNS への書き込み等は相手の同意がない限り行わないでください。センターを退会した後も同様です。
- ・約束した時間（開始時間、終了時間）は必ず守りましょう。また、変更がある場合は速やかに連絡しましょう。
- ・センターへの連絡なしに会員同士で交渉を行わないでください。
- ・依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待、過度の負担を求めることはやめましょう。
- ・活動後は必ず報告書を作成してください。
- ・緊急時に必ず連絡が取れるようにしておきましょう。
- ・援助活動中に事故が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。
- ・センターが企画する研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・退会を希望する場合は、その旨をセンターに届け出、個人情報流出防止のために会員証及び事前打ち合わせ用紙を返却してください。

○サポートを行う際の留意点



- ① 乳幼児の睡眠中の事故を防ぐために
 - ・窒息や誤飲、怪我等の防止や SIDS（乳幼児突然死症候群）発症のリスクを下げるために仰向けに寝かせましょう。また、一人にしないことが大切です。
- ② 子どもの事故を防ぐために
 - ・自家用車に子ども（6 歳未満）を乗車させる場合は必ずチャイルドシート（子どもの発達によってはジュニアシート）に座らせ、シートベルトをしっかりと締めましょう。
 - ・預かり中、屋外の遊具で遊ばせる場合には、正しい利用方法を守らせましょう。また、目を離さないで、子どもの動きに対応できるようにしましょう。
 - ・ストーブ等の火器を使用する場合には、子どもが火器に触れないことのないようにガードをつけたり、子どもの手の届かない場所に配置しましょう。

○補償保険制度

会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「依頼子供損害保険」「賠償責任保険」の3つの保険に加入することになります。掛け金の自己負担はありません。

① サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が、ファミリーサポートセンターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するための自宅と保育を受ける子ども宅の往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被った時に補償する。

事由	補償額	その他
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万～20万円	事故日より180日以内の後遺障害
入院（1日）	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

② 依頼子供傷害保険

おねがい会員の子どもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員宅や幼稚園等への往復途上（自宅との通常の経路）において、傷害を被った時に補償する。

事由	補償額	その他
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万～12万円	事故日より180日以内の後遺障害
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内で30日を限度
手術	3,000円	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

③ 賠償責任補償特約

ファミリーサポートセンターまたはまかせて会員が、保育サービス等の提供中に他人（お願い会員の子供を含む。まかせて会員と同居の家族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する。

事由	補償額	その他
施設賠償責任（対人・対物）	2億円	1名・1事故につき
生産物賠償責任（対人・対物）	2億円	1名・1事故・保険期間中につき
初期対応	1,000万円	1事故につき
訴訟対応	1,000万円	1事故につき
受託者賠償責任	10万円 50万円	1事故につき 保険期間中につき
個人情報漏えい（賠償責任部分）	500万円	1請求・保険期間中につき
（対応費用部分）	50万円	1請求・保険期間中につき

おくいずもファミリーサポートセンター会則

(名 称)

第1条 本会は、おくいずもファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(趣 旨)

第2条 センターを拠点として、安心して子育てが出来るように、育児の援助を依頼したい者と援助を行いたい者を組織化し、育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援するためにセンター会則を定める。

(事務所)

第3条 センターの事務所は（仁多福祉会立 三成幼稚園仁多子育て支援センター）仁多郡奥出雲町 三成690番地1に置く。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

（1）土曜、日曜、祝日、お盆期間中（8/13～8/15）、年末年始（12/29～1/3）

(組 織)

第5条 センターは、アドバイザー及び会員によって組織する。

(業 務)

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1）会員の募集、登録等の運営に関すること
- （2）会員の相互援助活動の調整に関すること
- （3）会員に対する講習会及び会員相互の交流会の開催に関すること
- （4）事業を円滑に進めるための連絡調整に関すること
- （5）その他事業の目的達成に必要な業務

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは次の業務を行う。

- （1）センターの事業内容の周知、啓発
- （2）会員の募集、登録
- （3）会員の統括
- （4）会員の相互援助活動の調整
- （5）会員に対する講習会・研修会の実施、会員の交流会の開催に係わる事務
- （6）会員間のトラブルへの助言
- （7）センターの経理事務及び運営業務
- （8）他のセンターとの連絡調整

(会 員)

第8条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、センターの承認を得た者とする。

2 会員は、奥出雲町に住所又は勤務先を有する者であること。

3 会員の種類は次のとおりとする。

(1) おねがい（依頼）会員 0歳から小学6年生までの子どもをもつ者

(2) まかせて（援助）会員 心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者

(3) どっちも（両方）会員 おねがい（依頼）会員とまかせて（援助）会員の両方を行いたい者

4 会員は、相互に援助活動を行うこと。

5 会員は、心身ともに健康で積極的に活動でき、相互援助活動に対して理解と熱意を有するものであること。

6 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。

(入 会)

第9条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

(会 費)

第10条 会員の会費は、無料とする。

(苦情の受付)

第11条 センターは、会員からの苦情を随時受け付けるものとする。

2 会員から苦情の申出があったときは、苦情の内容等を聴取して苦情受付書に記録するとともにその内容を苦情申出人に確認するものとする。

(保 険)

第12条 会員は、入会と同時にファミリーサポートセンター補償保険に自動的に一括入会する。

2 前項の保険の加入に要する費用は、センターが負担する。

(退 会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届をセンターに出さなければならない。

2 会員は、退会に際して第8条により発行された会員証を返還するものとする。

3 但し、会員からの退会の申し出がない場合、自動更新とする。

(登録の抹消)

第14条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 故意もしくは重大な過失または不正な行為により、センターの信用を傷つけ又はセンターに損害を与えたとき

(3) 援助活動に関し不正な行為を行ったとき

(4) 援助活動に著しく適さないと認められたとき

(5) この会則に違反したとき

2 センターは登録を抹消した会員に対してその理由を明示し、速やかに通知しなければならない。

(相互援助活動の内容)

第15条 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的な又は臨時的なものとする。なお、本条において子どもとは乳幼児及び児童をいう。

(1) 子どもを保育施設等までの送迎を行うこと

(2) 保育施設等の保育開始時まで、子どもを預かること

(3) 保育施設等の保育終了後、子どもを預かること

(4) 学童保育等終了後、子どもを預かること

(5) 就学児童の放課後、子どもを預かること

(6) 保護者等の臨時的就労や求職活動の場合に、子どもを預かること

(7) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること

(8) 買い物等外出の際に、子どもを預かること

(9) その他センターが援助を必要と認めた場合、子どもを預かること

2 子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭又は、適当と判断される施設において行うものとする。

3 援助活動は、子どもの宿泊は行わない。

(相互援助活動の実施方法)

第16条 依頼会員は、センターに対して援助を受けたい日の3日前、当日の朝（緊急時または、継続的な援助活動が行われている場合はこの限りではない）までに依頼の申し込みをするものとする。

2 依頼会員から援助の申し込みを受けたコーディネーターは、援助依頼受付簿に相互援助活動の内容・日時等を記録し、申し込みの内容にふさわしいと認める援助会員に連絡する。

3 依頼会員は、センターが紹介した援助会員と事前に打ち合わせ内容により打ち合わせを行い、センターに報告しなければならない。

4 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

5 援助会員は、援助実施後、援助活動報告書を記入し、依頼会員の確認印を受けなければならない。

6 援助会員は、援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出しなければならない。

7 相互援助活動中に事故が起こった場合は速やかに、センターへ連絡しなければならない。

8 センターへの相互援助活動依頼及び活動報告書の提出がない相互援助活動については、補償保険の対象とならない。

9 相互援助活動中の事故については、原則としてセンターに報告するものとする。

(報 酬)

第17条 依頼会員（おねがい会員）は、援助活動終了後、援助会員に対し、下記別表に定められた基準に従って活動報酬を支払わねばならない。

[別表] 子ども一人につき30分あたり

平日昼間（7：00～19：00）	300円
早朝・夜間	400円
土曜・日曜・祝日	400円

2 援助会員（まかせて会員）は、支払われた報酬に対し領収書兼報告書を発行する。

3 報酬の授受については、会員間で行いセンターは関与しない。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

(附 則)

この会則は、令和2年10月1日から実施する。